

市営住宅使用料の徴収猶予について

制度の名称	市営住宅使用料の徴収猶予
支援の内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、住宅使用料の納付が困難となった場合、申請により使用料の納付を猶予します。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、市営住宅入居者の収入が、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、前年同期に比べ概ね20%以上減少している方）※同居者も含む
猶予期間	申請した翌月から6か月
担当課	建設課 都市住宅係